

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

2022年4月1日から成年年齢が「20歳」から「18歳」に変更になりました。

つきましては、約款・規定集の『未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款』を一部改定いたしますので新旧対照表をご確認ください。

記

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第5節 代理人による取引の届出 第21条（代理人による取引の届出） (1)～(2) 現行どおり (3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) 現行どおり (5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則 成年年齢にかかる令和元年度税制改正に伴い、<u>2022年4月1日</u>より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。 また、<u>2023年1月1日</u>より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p>	<p>第5節 代理人による取引の届出 第21条（代理人による取引の届出） (1)～(2) 省略 (3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) 省略 (5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則 成年年齢にかかる令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、<u>2023年1月1日</u>時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>

以上